

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（財務省 国際局・理財局）

制 度 名	非居住者等が受け取る民間国外債等の利子等に係る非課税措置（適用期限：22 年 3 月末）の恒久化	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	民間国外債等の利子および発行差金の非居住者及び外国法人に対する非課税措置の適用期限を恒久化する。	
	減収見込額 （平年度）	－ 百万円

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融取引が国際化する中で、我が国企業が、資金使途や為替・金利動向を勘案しつつ、最も効率的な資金調達の間を主体的に選択することを可能にする必要がある。</p> <p>こうした流れの中、我が国企業の資金調達の効率化及び資金調達手段の多様化を図るために、本措置により国外債による資金調達を引き続き支援する。</p> <p>また、資金運用の利便性を高めることにより、非居住者等による我が国民間企業への投資を促し、円の国際化を促進するとともに、我が国金融・資本市場を活性化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国民間企業の国外債による資金調達は、約 3 兆円（平成 18 年－20 年度の平均）にのぼり、我が国企業の資金調達にとって重要な位置を占めていること、また、非居住者等の資金運用の一層の促進につながり、円の国際化及び我が国金融・資本市場の活性化に寄与することから、我が国企業の国外債発行を円滑に遂行できる現行制度の存続は必要不可欠である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>現在、民間国外債等の利子及び発行差金の非課税措置は、平成 22 年 3 月 31 日までの発行債券を対象として認められている時限措置であるが、仮にこれが延長されなかった場合、非居住者等の受け取る利子や発行差金にも所得税・法人税が課される結果、我が国民間国外債等への投資意欲が著しく低下するおそれがある。また、我が国企業等の海外における資金調達が困難となり、同程度の国際競争力を有する他国の企業等に比し競争力が低下するため、本要望の措置が必要である。</p>								
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="223 1361 461 1615"> <p>政策評価体系における位置付け</p> </td> <td data-bbox="461 1361 1489 1615"> <p>政策目標 3－5：国債の円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p> <p>政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="223 1615 461 1762"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="461 1615 1489 1762"> <p>我が国企業の資金調達における国際的イコールフットィングの確保 円の国際化の推進及び我が国金融・資本市場の活性化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="223 1762 461 1904"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="461 1762 1489 1904"> <p>恒久化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="223 1904 461 2033"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="461 1904 1489 2033"> <p>（政策の達成目標と同じ）</p> </td> </tr> </table>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>政策目標 3－5：国債の円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p> <p>政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国企業の資金調達における国際的イコールフットィングの確保 円の国際化の推進及び我が国金融・資本市場の活性化</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久化</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同じ）</p>
<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>政策目標 3－5：国債の円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p> <p>政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用</p>								
<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国企業の資金調達における国際的イコールフットィングの確保 円の国際化の推進及び我が国金融・資本市場の活性化</p>								
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久化</p>								
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>（政策の達成目標と同じ）</p>								

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成 20 年度税制改正要望において特例措置の延長が認められたことにより、内国法人の海外における資金調達の円滑化に一定の効果をもたらしている。								
	租税特別措置の適用実績	過去 3 年の居住者外債の発行実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年度</th> <th>発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>45,066 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>32,858 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>14,212 億円</td> </tr> </tbody> </table>	対象年度	発行額	平成 18 年度	45,066 億円	平成 19 年度	32,858 億円	平成 20 年度	14,212 億円
	対象年度	発行額								
	平成 18 年度	45,066 億円								
	平成 19 年度	32,858 億円								
平成 20 年度	14,212 億円									
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	平成 20 年度税制改正要望において特例措置の延長が認められたことにより、国外債発行市場において外国法人に対する競争力を確保できたことが、内国法人の海外における円滑な資金調達に結びついている。									
前回要望時の達成目標	我が国企業の外貨資金調達における国際的イコールフットィングの確保 円の国際化の推進及び我が国金融資本市場の活性化									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし									
これまでの要望経緯	利子非課税措置は昭和 43 年 4 月創設、47 年 4 月軽減措置、49 年再度非課税化。発行差金非課税措置は昭和 40 年 4 月創設、47 年 4 月廃止、50 年 4 月再度非課税化。平成 10 年 4 月、適用対象となる民間国外債の償還要件を撤廃すると共に利子に対する所得非課税措置に係る本人確認制度を導入。平成 16 年、18 年、20 年に適用期限を延長									